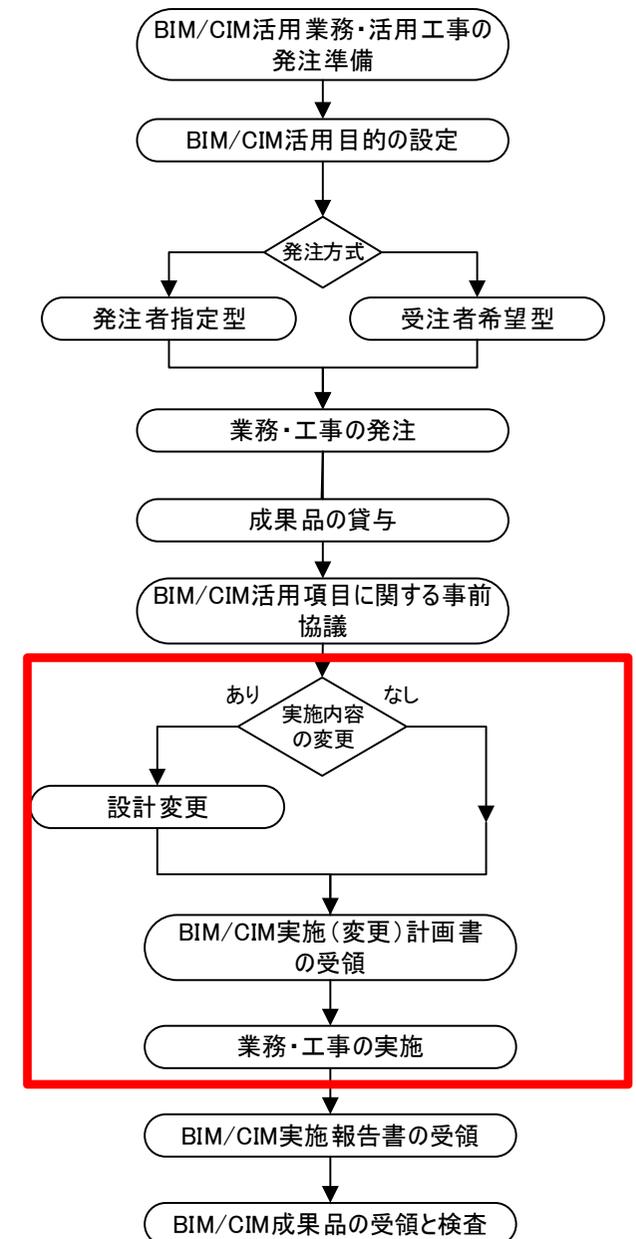


BIM/CIM実施計画書

- 発注担当者は、受注者が事前協議の結果を踏まえて作成する「BIM/CIM実施計画書」の提出を受けて、記載内容を確認する。なお、事前協議の結果と不整合がある場合は、BIM/CIM実施計画書の修正を指示する。
- BIM/CIMモデルを活用した検討を実施する上で、BIM/CIM活用項目の追加又は変更を指示しようとする場合は、受注者と協議の上で「BIM/CIM実施(変更)計画書」の提出を求めるとともに、必要に応じて契約変更を行う。



BIM/CIM活用業務・工事の流れ

<BIM/CIM実施計画書>

1. 業務もしくは工事の概要
2. 検討体制
 - 2.1 BIM/CIM担当技術者
 - 2.2 体制組織図
3. 工程表
4. BIM/CIMを活用した検討等
 - 4.1 実施項目
 - 4.2 BIM/CIMモデルの作成及び更新
 - 4.3 BIM/CIMモデルを活用した検討
 - 4.4 使用するソフトウェア、オリジナルデータの種類
 - 4.5 情報共有システム
5. BIM/CIMモデルを活用した契約図書の照査

(※記載例の詳細については、『ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針』別添-3を参照。)